

周南公立大学施設整備マスタープラン策定に係る事前調査業務 仕様書

1 業務名称

周南公立大学施設整備マスタープラン策定に係る事前調査業務

2 業務目的

周南公立大学では、令和6年度の3学部5学科新設及び令和8年度の専門職大学院新設に伴い、学生及び教職員が今後増加する見込みである。また、多くの既存施設が老朽化しており、教育・研究環境を改善するための施設整備が喫緊の課題である。

本業務は、大学の校舎の再配置も含めた将来的なキャンパスの全体像や施設整備の方針を示す「周南公立大学施設整備マスタープラン」を策定するに当たり、事前に現況を調査分析するとともに、策定委託業務を発注するための仕様書作成の支援を受けることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から90日間

4 業務内容

下記の事項を踏まえた「周南公立大学施設整備マスタープラン策定業務仕様書（案）」の作成支援

- (1) 大学の中期目標や施設整備の考え方の把握
- (2) マスタープラン策定のための事前現地調査・資料分析
- (3) マスタープラン策定のための施設の長寿命化・施設改修の考え方の整理
- (4) 大学関係者の要望事項及び課題点の整理
- (5) マスタープラン策定のためのゾーニング構想・再配置への助言
- (6) マスタープラン策定のための本館建替えの考え方の整理
- (7) 適正規模の考え方の整理

5 業務対象

(1) 名称

公立大学法人周南公立大学

(2) 面積

- ・校地 161,606 m²
- ・校舎 24,058 m²

※別添「校舎・運動場配置図」のとおり。

6 業務の実施

- (1) 本業務は、仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たっては関係法令等を遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務実施に先立ち大学と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。

- (4) 受注者は、業務に着手したときは大学に対して業務着手届等を提出するとともに、業務の進捗に関して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、総括責任者（管理技術者）及び担当技術者を選任し、大学に通知すること。
なお、総括責任者は、常に業務全体を把握するとともに担当技術者及び従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努めること。
また、技術士（総合技術監理部門、建設部門）、一級建築士又はRCCM（都市計画及び地方計画）資格を有する者を担当者に配置すること。
- (6) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託することはできない。
- (7) 受注者は、本業務の一部を再委託する場合はあらかじめ大学に再委託業務選定報告書（自由様式）を提出し、大学の承諾を得ること。
- (8) 受注者は、本業務中に知り得た内容等の情報を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務委託契約が完了した後についても同様とする。
- (9) 本業務の実施に関して疑義が生じた場合は、速やかに大学と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は大学と適宜打合せを行い、その内容については受注者がその都度記録し、大学の確認を得ること。

8 検査

業務が完了した時は、発注者に業務完了届を提出するとともに成果品を提出し、検査を受けること。なお、検査において、大学から訂正等が指示された場合には、直ちにこれを訂正すること。

9 参考資料

- (1) 公立大学法人周南公立大学第1期中期計画（令和4年4月1日～令和10年3月31）
- (2) 徳山大学キャンパス施設整備事業への考え方（令和4年3月）
- (3) 第3次周南市まちづくり総合計画
- (4) 第3期周南市教育大綱
- (5) 第2期周南市スポーツ推進計画
- (6) 第4次周南市子ども読書活動推進計画

※(2)及び既存施設の設計図書、本館旧館耐震改修工事資料は業務期間中に供覧する。

10 成果品

- (1) 周南公立大学施設整備マスタープラン策定業務仕様書（案） 1部
- (2) 本業務で作成した資料 各1部
- (3) (1)～(2)の電子データ 各1部

11 個人情報の取扱い

別記「個人情報取扱特記事項」のとおり。

12 その他

本業務の受注者に対して、本業務を受託したことを理由に、今後予定される「周南公立大学施設整備マスタープラン策定業務」等への入札及びプロポーザルへの参加を妨げるものではない。